



長野県報

3月26日(木)
令和8年
(2026年)
第695号

目次

規則

長野県産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手続に関する規則の一部を改正する規則(産業立地・IT振興課)	2
通訳案内士法に基づき提出する書類の経路に関する規則を廃止する規則(観光誘客課)	2
森林法施行細則の一部を改正する規則(森林づくり推進課)	2
長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課)	2
県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則(建築住宅課公営住宅室)	3
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(東北信運転免許課)	3
職員の給与に関する規則及び職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	3
住居手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	5
単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	5
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	5

告示

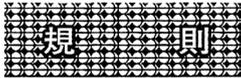
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定取消し(障がい者支援課)	7
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(水道・生活排水課)	7
基本測量の実施(2件)(建設政策課)	8
公共測量の終了(5件)(建設政策課)	8
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課)	10
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	10
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会)	11

公告

総合評価一般競争入札(DX推進課デジタルインフラ整備室)	12
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業立地・IT振興課)	14
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・IT振興課)	15
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の策定及び縦覧(2件)(農地整備課)	18
建築士法の規定による処分(建築住宅課)	19

訓令

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規程の一部改正(保健厚生課)	19
--	----



長野県産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第10号

長野県産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手續に関する規則の一部を改正する規則

長野県産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手續に関する規則（平成17年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「松川村」を「松川村 白馬村」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

産業立地・IT振興課

通訳案内士法に基づき提出する書類の経由に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第11号

通訳案内士法に基づき提出する書類の経由に関する規則を廃止する規則

通訳案内士法に基づき提出する書類の経由に関する規則（昭和26年長野県規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

観光誘客課

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第12号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（昭和35年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条の11中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

森林づくり推進課

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第13号

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則（令和4年長野県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号のイ中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第14号

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「角間新田団地 ハイツ諏訪」を「ハイツ諏訪」に、「大町第2団地 社団地」を「社団地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の改正規定中「大町第2団地 社団地」を「社団地」に改める部分は、令和8年4月1日から施行する。

建築住宅課公営住宅室

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月26日

長野県公安委員会委員長 山本 京子

長野県公安委員会規則第3号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第24条第12項」を「第24条第13項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

東北信運転免許課

職員の給与に関する規則及び職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第9号

職員の給与に関する規則及び職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第38条第2項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円程度以上）」を加える。

第38条の4を第38条の6とし、第38条の3を第38条の5とする。

第38条の2の前の見出しを削り、同条を第38条の4とし、同条の前に見出しとして「（地域手当の支給地域等）」を加え、第38条の次に次の2条を加える。

（任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合）

第38条の2 一般職員給与条例第16条第1項ただし書に規定する人事委員会が定める場合は、次条の規定の適用を受ける職員が引き続き給料表の適用を受けることとなる場合（任命権者を異にして給料表の適用を受けることとなる場合を除く。）とする。

（支給の終期の特例）

第38条の3 一般職員給与条例第16条第2項に規定する人事委員会が定める場合は、扶養手当を受けている職員で離職の日又はその翌日（当該翌日が県の休日（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に引き続き給料表の適用を受けることとなる職員（当該適用の時点で、一般職員給与条例第13条本文に規定する職員たる要件を具備している職員に限る。）が当該離職のみを理由として、一般職員給与条例第13条本文に規定する職員たる要件を欠くに至る場合とし、一般職員給与条例第16条第2項に規定する人事委員会が定める日は、当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日とする。

第39条の4を第39条の5とし、第39条の3の次に次の1条を加える。

(自動車等使用者の支給額)

第39条の4 一般職員給与条例第19条第1項第2号に規定する人事委員会が定める額は、次の表に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ、当該区分に掲げる額とする。

自動車等を使用する距離	額
片道2キロメートル未満	2,460円
片道2キロメートル以上100キロメートル未満	2,460円に2キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに680円を加えた額
片道100キロメートル以上	69,100円

別表第1の医療職給料表(2)の項中「及び診療エックス線技師」を削る。

別表第2のエ中「言語聴覚士」を「言語聴覚士
義肢装具士」に、

診療エックス線技師	短大卒		2.5	5	3	4	4
		0	2.5	8	11	15	19
義肢装具士	短大3卒		1	5	3	4	4
		0	1	6	9	14	18
歯科衛生士	短大3卒		1	5	3	4	4
		0	1	6	9	14	18

を

歯科衛生士	大学卒			5	3	4	4
		0		5	8	12	16
歯科衛生士	短大3卒		1	5	3	4	4
		0	1	6	9	14	18

に改める。

別表第3の短大卒の1 短大3卒の項中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)から(22)までを1ずつ繰り上げ、同表の短大卒の2 短大2卒の項中(29)を削り、(30)を(29)とし、(31)から(36)までを1ずつ繰り上げる。

別表第6のエ中「言語聴覚士」を「言語聴覚士
義肢装具士」に、

診療エックス線技師	短大卒	1級15号俸
義肢装具士	短大3卒	1級21号俸
歯科衛生士	短大3卒	1級21号俸

を

歯科衛生士	大学卒	2級5号俸
	短大3卒	1級21号俸

に改める。

(職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(令和7年長野県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第8項の前の見出し中「切替日」を「令和8年4月1日」に改め、同項第3号中「100分の14」を「100分の13」に改め、同項第4号中「100分の1.6」を「100分の1.8」に改める。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第10号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年長野県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（任命権者において居住の実情を認定することができる場合）

第6条 給与条例第17条の8第1項ただし書に規定する人事委員会が定める場合は、次条の規定の適用を受ける職員が引き続き給料表の適用を受けることとなる場合（任命権者を異にして給料表の適用を受けることとなる場合を除く。）とする。

（支給の終期の特例）

第7条 給与条例第17条の8第2項に規定する人事委員会が定める場合は、住居手当を受けている職員で離職の日又はその翌日（当該翌日が県の休日（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に引き続き給料表の適用を受けることとなる職員（当該適用の時点で、給与条例第17条の6に規定する職員たる要件を具備している職員に限る。）が当該離職のみを理由として、同条に規定する職員たる要件を欠くに至る場合とし、給与条例第17条の8第2項に規定する人事委員会が定める日は、当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第11号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
第7条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が別に定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第9条第1項中「者が離職し、」を「者が離職した日（人事委員会が別に定める場合にあつては、当該離職した日以降の日で人事委員会が別に定める日）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第12号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第2項中「請求する部分休業の承認又は子育て部分休暇」を「請求する部分休業の承認又は条例第12条の4第2項に規定する1日につき2時間を超えない範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第1種子育て部分休暇」という。）」に、「当該部分休業の承認又は子育て部分休暇」を「当該部分休業の承認又は第1種子育て部分休暇」に改める。

第9条の5の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(子育て部分休暇)」を付し、同条第1項中「単位は、30分」を「請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、第1種子育て部分休暇又は条例第12条の4第2項に規定する1年につき職員の育児休業等に関する条例第22条に定める時間を超えない範囲内で請求する子育て部分休暇（第9条の7において「第2種子育て部分休暇」という。）のいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るもの」に改め、同条中第3項を削り、第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の子であつて条例第12条の4第1項各号に掲げるものの養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

3 第1項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

4 任命権者は、第1項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第2項の規定による変更をしなければ同項に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第9条の5の次に次の2条を加える。

第9条の6 第1種子育て部分休暇の単位は、30分とする。

2 第1種子育て部分休暇は、1日につき2時間（介護時間又は第8条第1項の表の第6号の事由に該当する休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該介護時間又は同号の事由に該当する休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第9条の7 第2種子育て部分休暇の単位は、1時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数を第2種子育て部分休暇の単位とすることができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2種子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

第10条第2項中「次条」を「第12条第1項及び第7項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会事務局